

茨木市小・中学校への就学に関する会議実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第18条の2の規定に基づき、障害のある次年度就学児童及び学齢児童について、本人及び保護者の意向を尊重しつつ就学相談を行う茨木市教育委員会、保護者及び学校関係者に対して、専門的な立場から助言及び支援を行うために実施する茨木市小・中学校への就学に関する会議（以下「就学会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 就学会議においては、次に掲げる事項について協議を行い、茨木市教育委員会等関係者に対して、助言及び支援を行う。

- (1) 学校教育法施行令第18条の2の規定に基づく障害のある次年度就学児童及び学齢児童の就学相談に関すること。
- (2) 障害のある次年度就学予定児童及び学齢児童のうち、その障害が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度以外の者の就学相談に関すること。

(就学会議の構成)

第3 就学会議は、本会議及び校内会議で構成する。

(本会議の組織)

第4 本会議は、委員20名以内で組織する。

2 本会議の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 整形外科医、精神科医及び小児科医のうちから教育委員会が就学指導医として委嘱した者 2人
- (2) 学識経験者のうちから教育委員会が就学相談アドバイザーとして委嘱した者 1人
- (3) 関係教育機関の職員 8人
- (4) 関係行政機関の職員 8人

3 委員となる関係教育機関の職員及び関係行政機関の職員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

(1) 関係教育機関の職員

ア 小学校校長 1人

イ 中学校校長 1人

ウ 市内小学校支援学級担任教諭又は通級指導教室教諭 4人

エ 市内中学校支援学級担任教諭又は通級指導教室教諭 2人

(2) 関係行政機関の職員

ア 教育委員会事務局

- (ア) 学校教育推進課参事 2人
- (イ) 学校教育推進課指導主事 2人
- (ウ) 教育センター所長 1人
- (エ) 教育センター指導主事または主査 1人

イ こども育成部

- (ア) 保育幼稚園総務課保育指導主事 1人
- (イ) 保育幼稚園総務課幼稚園指導主事 1人

(校内会議の組織)

第5 校内会議の委員は、それぞれの市立小・中学校の教職員のうちから学校長が指名する。

2 校内会議の委員の人数及び組織については、学校長が決定する。

(任期)

第6 本会議及び校内会議の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第7 就学会議に議長及び副議長各1名を置く。

2 議長は本会議の委員の互選により定め、副議長は議長が指名する。

3 議長は、就学会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第8 本会議は、教育長が招集する。

2 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 校内会議は、議長の要請により、学校長が招集し、議長として議事進行する。

(分科会)

第9 第2に掲げる所掌事務を分担させるため、就学会議に分科会を置くことができる。

2 分科会会長は、議長をもって充て、分科会の事務を掌理し、これを代表するとともに、必要に応じて分科会を招集し、会議を主宰する。

3 分科会副会長は、副議長をもって充て、分科会会長を補佐し、分科会会長に事故があるときは、その職を代理する。

4 その他分科会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(庶務)

第10 就学会議の庶務は、学校教育推進課において処理する。

(守秘義務)

第11 本会議及び校内会議の委員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、就学会議の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(茨木市就学指導委員会設置要綱の廃止)

2 茨木市就学指導委員会設置要綱（平成18年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。